

現 行	改 定	適 用
平成 31 年度 版 北海道 開発 局 電気 通信 工事 仕様 書 北海道開発局事業振興部技術管理課	令和 2 年度 版 北海道 開発 局 電気 通信 工事 仕様 書 北海道開発局事業振興部技術管理課	

現 行	改 定	適 用
第1編 共通編 1-1-1 適 用 2. 共通仕様書の適用 受注者は、<u>工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」</u>に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（平成 30 年 6 月 6 日改正 政令第 183 号）（以下「予決令」という。）第 101 条の 3 及び 4 に基づくものであることを認識しなければならない。 1-1-2 用語の定義 2. 総括監督員 本仕様で規定されている総括監督員とは、「監督規程」に定める監督業務を統括し、主に以下の各号に掲げる業務を行う者をいう。 （1）受注者に対する指示、承諾または協議で重要なものの処理 （2）関連工事の工程等の調整で重要なものの処理 （3）工事の内容変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 35 号第 29 条の 3 第 2 項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等 （4）監督員の指揮及び指導 43.工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。 44.本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。 45. 仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。 46.工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。 47.現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。 48.SI SI とは、国際単位系をいう。 49.現場発生品 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	第1編 共通編 1-1-1 適 用 2. 共通仕様書の適用 受注者は、<u>工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」</u>に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和元年 6 月改正 政令第 44 号）（以下「予決令」という。）第 101 条の 3 及び 4 に基づくものであることを認識しなければならない。 1-1-2 用語の定義 2. 総括監督員 本仕様で規定されている総括監督員とは、「監督規程」に定める監督業務を統括し、主に以下の各号に掲げる業務を行う者をいう。 （1）受注者に対する指示、承諾または協議で重要なものの処理 （2）関連工事の工程等の調整で重要なものの処理 （3）工事の内容変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（令和元年 5 月改正 法律第 16 号第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等 （4）監督員の指揮及び指導 43.準備期間 準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。 44.工事 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。 45.本体工事 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。 46. 仮設工事 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。 47.工事区域 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。 48.現場 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。 49.SI SI とは、国際単位系をいう。 50.現場発生品 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 以下項番の修正

現 行	改 定	適 用
50.JIS規格 JIS規格とは、日本工業規格をいう。 1-1-4 施工計画書 1.一般事項 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記しなければならない。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。 1-1-8 工事の着手 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日から工事着手までの期間は、最低30日を必要日数として、工事着手しなければならない。 1-1-9 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が北海道開発局の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。 1-1-10 施工体制台帳 3.名札等の着用 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。	51.JIS規格 JIS規格とは、日本産業規格をいう。 1-1-4 施工計画書 1.一般事項 受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。 1-1-8 工事の着手 受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。 1-1-9 工事の下請負 受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が北海道開発局の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。 1-1-10 施工体制台帳 3.名札等の着用 第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。 （監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。なお、令和2年10月1日以降において、監理技術者補佐を配置する場合に適用する。）	道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映

現 行	改 定	適 用
1-1-13 工事の一時中止 1.一般事項 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 1-1-15 工期変更 1.一般事項 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 23 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。 2.設計図書の変更等 受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。 3.工事の一時中止 受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。 4.工期の延長 受注者は、契約書第 21 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。 5.工期の短縮 受注者は、契約書第 22 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 23 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	1-1-11 受発注者間の情報共有 受発注者間の設計思想の伝達及び情報共有を図るため、設計者、受注者、発注者が一堂に会する会議を施工者が設計図書の照査を実施した後及びその他必要に応じて開催するものとする。なお、開催の詳細については、特記仕様書の定めによるものとする。 1-1-14 工事の一時中止 1.一般事項 発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-42 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。 1-1-16 工期変更 1.一般事項 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 22 条及び第 44 条第 2 項の規定に基づく工期の変更について、契約書第 24 条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する（本条において以下「事前協議」という。）ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。 2.設計図書の変更等 受注者は、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条に基づき設計図書の変更または訂正が行われた場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。 3.工事の一時中止 受注者は、契約書第 20 条に基づく工事の全部もしくは一部の施工が一時中止となった場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。 4.工期の延長 受注者は、契約書第 22 条に基づき工期の延長を求める場合、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。 5.工期の短縮 受注者は、契約書第 23 条第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第 24 条第 2 項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。	道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 項番修正に伴う変更 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映

現 行	改 定	適 用
1－1－20 工事完成検査 1.工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第 31 条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。 6.修補期間 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 31 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。 1－1－21 既済部分検査等 1.一般事項 受注者は、契約書第 37 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第 38 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。 2.部分払いの請求 受注者は、契約書第 37 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。 1－1－22 部分使用 1.一般事項 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。 2.監督職員による検査 受注者は、発注者が契約書第 33 条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、中間技術検査または監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けなければならない。 7.中間前払金の請求 受注者は、契約書第 34 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあっては履行報告書、港湾工事、空港工事にあっては工事旬報を作成し、監督職員に提出しなければならない。 1－1－23 施工管理 3.標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図 1－1－2 を参考とする。	1－1－21 工事完成検査 1.工事完成通知書の提出 受注者は、契約書第 32 条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。 6.修補期間 修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第 32 条第 2 項に規定する期間に含めないものとする。 1－1－22 既済部分検査等 1.一般事項 受注者は、契約書第 38 条第 2 項の部分払の確認の請求を行った場合、または、契約書第 39 条第 1 項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。 2.部分払いの請求 受注者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。 1－1－23 部分使用 1.一般事項 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。 2.監督職員による検査 受注者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、中間技術検査または監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けなければならない。 7.中間前払金の請求 受注者は、契約書第 35 条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあっては履行報告書、港湾工事、空港工事にあっては工事旬報を作成し、監督職員に提出しなければならない。 1－1－24 施工管理 3.標示板の設置 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。 なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図 1－1－2 を参考とする。 また、記載内容については、工事内容に応じて、道路工事現場における表示施設等の設置基準について（昭和 37 年 8 月 30 日付け 道発 372 号 道路局長通達、最新改正平成 18 年 3 月 31 日付け 国道利 37 号・国道国防第 206 号 道路局路政課長、国道・防災課長通達）、河川工事等の工事看板の取扱いについて（令和 2 年 2 月 21 日付け 国水環第 115 号・国水治第 135 号・国水保第 103 号・国水海第 82 号 水管理・国土保全局 河川環境課長、治水課長、保全課長、海岸室長通達）によるものとする。	道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書と整合

現 行	改 定	適 用
6.労働環境の改善 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。 また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。 1 -1 -26 工事中の安全確保 1.安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 29 年 3 月 31 日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 13.安全衛生協議会の設置 監督職員が、労働安全衛生法（平成 30 年 7 月改正 法律第 78 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。 14.安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成 30 年 7 月改正 法律第 78 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	6.労働環境等の改善 受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。 1 -1 -27 工事中の安全確保 1.安全指針等の遵守 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和 2 年 3 月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事に用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。 13.安全衛生協議会の設置 監督職員が、労働安全衛生法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）第 30 条第 1 項に規定する措置を講じるものとして、同条第 2 項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。 14.安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映

現 行	改 定	適 用
1-1-30 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」、もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用出来ないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	1-1-31 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」、もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用出来ないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 誤字修正 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映

現 行	改 定	適 用
1-1-3 2 交通安全管理 4.交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 29 年 4 月 21 日改正 内閣府・国土交通省令第 3 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長 国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。 12.通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 26 年 5 月 28 日改正 政令第 187 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（平成 30 年 1 月 4 日改正 政令第 1 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1-1-3 3 交通安全管理 4.交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成 30 年 12 月改正 内閣府・国土交通省令第 5 号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和 37 年 8 月 30 日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利 37 号・国道国防第 205 号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長 国道・防災課長通知 平成 18 年 3 月 31 日 国道利第 38 号・国道国防第 206 号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。 12.通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成 31 年 3 月改正 政令第 41 号）第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和元年 9 月改正 政令第 109 号）第 22 条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和元年 6 月改正 法律第 37 号）第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映

現 行	改 定	適 用
1 -1 -34 諸法令の遵守 1.諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。 (1) 会計法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (2) 建設業法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号) (4) 労働基準法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号) (5) 労働安全衛生法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 78 号) (6) 作業環境測定法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号) (7) じん肺法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号) (8) 雇用保険法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号) (9) 労働者災害補償保険法 (平成 30 年 5 月改正 法律第 31 号) (10) 健康保険法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 79 号) (11) 中小企業退職金共済法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号) (14) 道路法 (平成 30 年 3 月改正 法律第 6 号) (15) 道路交通安全法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号) (16) 道路運送法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (17) 道路運送車両法 (平成 29 年 5 月改正 法律第 40 号) (18) 砂防法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号) (19) 地すべり等防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (20) 河川法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (21) 海岸法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (22) 港湾法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号) (23) 港則法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号) (24) 漁港漁場整備法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) (25) 下水道法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号) (26) 航空法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (27) 公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号) (28) 軌道法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (29) 森林法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 35 号) (30) 環境基本法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 50 号) (31) 火薬類取締法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号) (32) 大気汚染防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (33) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号) (34) 水質汚濁防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	1 -1 -35 諸法令の遵守 1.諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示すとおりである。 (1) 会計法 (令和元年 5 月改正 法律第 16 号) (2) 建設業法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号) (4) 労働基準法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号) (5) 労働安全衛生法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (6) 作業環境測定法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (7) じん肺法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号) (8) 雇用保険法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号) (9) 労働者災害補償保険法 (平成 30 年 5 月改正 法律第 31 号) (10) 健康保険法 (令和元年 5 月改正 法律第 9 号) (11) 中小企業退職金共済法 (令和元年 5 月改正 法律第 16 号) (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (13) 出入国管理及び難民認定法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 102 号) (14) 道路法 (平成 30 年 3 月改正 法律第 6 号) (15) 道路交通安全法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (16) 道路運送法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (17) 道路運送車両法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (18) 砂防法 (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号) (19) 地すべり等防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (20) 河川法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (21) 海岸法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号) (22) 港湾法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (23) 港則法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号) (24) 漁港漁場整備法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号) (25) 下水道法 (平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号) (26) 航空法 (令和元年 6 月改正 法律第 38 号) (27) 公有水面埋立法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号) (28) 軌道法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (29) 森林法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 35 号) (30) 環境基本法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 50 号) (31) 火薬類取締法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (32) 大気汚染防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (33) 騒音規制法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号) (34) 水質汚濁防止法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号)	最新改正の反映

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行			改 定			適 用
(36) 振動規制法	(平成 26 年 6 月改正	法律第 72 号)	(36) 振動規制法	(平成 26 年 6 月改正	法律第 72 号)	最新改正の反映
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(平成 29 年 6 月改正	法律第 61 号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(令和元年 6 月改正	法律第 37 号)	
(38) 文化財保護法	(平成 30 年 6 月改正	法律第 42 号)	(38) 文化財保護法	(平成 30 年 6 月改正	法律第 42 号)	
(39) 砂利採取法	(平成 27 年 6 月改正	法律第 50 号)	(39) 砂利採取法	(平成 27 年 6 月改正	法律第 50 号)	
(40) 電気事業法	(平成 30 年 6 月改正	法律第 41 号)	(40) 電気事業法	(平成 30 年 6 月改正	法律第 41 号)	
(41) 電気用品安全法	(平成 26 年 6 月改正	法律第 72 号)	(41) 電気用品安全法	(平成 26 年 6 月改正	法律第 72 号)	
(42) 電気工事士法	(平成 26 年 6 月改正	法律第 72 号)	(42) 電気工事士法	(平成 26 年 6 月改正	法律第 72 号)	
(43) 消防法	(平成 30 年 6 月改正	法律第 67 号)	(43) 消防法	(平成 30 年 6 月改正	法律第 67 号)	
(44) 測量法	(平成 29 年 5 月改正	法律第 41 号)	(44) 測量法	(令和元年 6 月改正	法律第 37 号)	
(45) 建築基準法	(平成 30 年 6 月改正	法律第 67 号)	(45) 建築基準法	(令和元年 6 月改正	法律第 37 号)	
(46) 都市公園法	(平成 29 年 5 月改正	法律第 26 号)	(46) 都市公園法	(平成 29 年 5 月改正	法律第 26 号)	
(47) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成 26 年 6 月改正	法律第 55 号)	(47) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	(平成 26 年 6 月改正	法律第 55 号)	
(48) 土壌汚染対策法	(平成 29 年 6 月改正	法律第 45 号)	(48) 土壌汚染対策法	(平成 29 年 6 月改正	法律第 45 号)	
(49) 駐車場法	(平成 29 年 5 月改正	法律第 26 号)	(49) 駐車場法	(平成 29 年 5 月改正	法律第 26 号)	
(50) 電波法	(平成 30 年 5 月改正	法律第 24 号)	(50) 電波法	(令和元年 6 月改正	法律第 23 号)	
(51) 有線電気通信法	(平成 27 年 5 月改正	法律第 26 号)	(51) 有線電気通信法	(平成 27 年 5 月改正	法律第 26 号)	
(52) 電気通信事業法	(平成 30 年 5 月改正	法律第 24 号)	(52) 電気通信事業法	(令和元年 6 月改正	法律第 5 号)	
(53) 放送法	(平成 27 年 5 月改正	法律第 26 号)	(53) 放送法	(令和元年 6 月改正	法律第 23 号)	
(54) 海上交通安全法	(平成 28 年 5 月改正	法律第 42 号)	(54) 海上交通安全法	(平成 28 年 5 月改正	法律第 42 号)	
(55) 海上衝突予防法	(平成 15 年 6 月改正	法律第 63 号)	(55) 海上衝突予防法	(平成 15 年 6 月改正	法律第 63 号)	
(56) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(平成 29 年 6 月改正	法律第 45 号)	(56) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	(令和元年 5 月改正	法律第 18 号)	
(57) 船員法	(平成 30 年 6 月改正	法律第 41 号)	(57) 船員法	(平成 30 年 6 月改正	法律第 41 号)	
(58) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	(平成 30 年 6 月改正	法律第 59 号)	(58) 船舶職員及び小型船舶操縦者法	(平成 30 年 6 月改正	法律第 59 号)	
(59) 船舶安全法	(平成 29 年 5 月改正	法律第 41 号)	(59) 船舶安全法	(平成 29 年 5 月改正	法律第 41 号)	
(60) 自然環境保全法	(平成 26 年 6 月改正	法律第 69 号)	(60) 自然環境保全法	(平成 31 年 4 月改正	法律第 20 号)	
(61) 自然公園法	(平成 26 年 6 月改正	法律第 69 号)	(61) 自然公園法	(令和元年 6 月改正	法律第 37 号)	
(62) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(平成 27 年 9 月改正	法律第 66 号)	(62) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(令和元年 6 月改正	法律第 37 号)	
(63) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成 27 年 9 月改正	法律第 66 号)	(63) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	(平成 27 年 9 月改正	法律第 66 号)	
(64) 河川法施行法 抄	(平成 11 年 12 月改正	法律第 160 号)	(64) 河川法施行法 抄	(平成 11 年 12 月改正	法律第 160 号)	
(65) 技術士法	(平成 26 年 6 月改正	法律第 69 号)	(65) 技術士法	(平成 26 年 6 月改正	法律第 69 号)	
(66) 漁業法	(平成 30 年 7 月改正	法律第 75 号)	(66) 漁業法	(平成 30 年 7 月改正	法律第 75 号)	
(67) 空港法	(平成 25 年 11 月改正	法律第 76 号)	(67) 空港法	(平成 25 年 11 月改正	法律第 76 号)	
(68) 計量法	(平成 26 年 6 月改正	法律第 69 号)	(68) 計量法	(平成 26 年 6 月改正	法律第 69 号)	
(69) 厚生年金保険法	(平成 30 年 7 月改正	法律第 71 号)	(69) 厚生年金保険法	(平成 30 年 7 月改正	法律第 71 号)	
(70) 航路標識法	(平成 28 年 5 月改正	法律第 42 号)	(70) 航路標識法	(平成 30 年 5 月改正	法律第 42 号)	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行	改 定	適 用
(71) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) (72) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号) (73) 職業安定法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号) (74) 所得税法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号) (75) 水産資源保護法 (平成 27 年 9 月改正 法律第 70 号) (76) 船員保険法 (平成 29 年 6 月改正 法律第 52 号) (77) 著作権法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 72 号) (78) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成 27 年 6 月改正 法律第 40 号) (79) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (80) 農薬取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 53 号) (81) 毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号) (82) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号) (83) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 56 号) (84) 警備業法 (平成 30 年 5 月改正 法律第 32 号) (85) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号) (86) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)	(71) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) (72) 最低賃金法 (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号) (73) 職業安定法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (74) 所得税法 (令和元年 6 月改正 法律第 28 号) (75) 水産資源保護法 (平成 30 年 12 月改正 法律第 95 号) (76) 船員保険法 (令和元年 5 月改正 法律第 9 号) (77) 著作権法 (平成 30 年 7 月改正 法律第 72 号) (78) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和元年 6 月改正 法律第 20 号) (79) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) (80) 農薬取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 53 号) (81) 毒物及び劇物取締法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 66 号) (82) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号) (83) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 35 号) (84) 警備業法 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (85) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年 6 月改正 法律第 37 号) (86) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成 30 年 6 月改正 法律第 67 号)	
1－1－3 8 不可抗力による損害 2.設計図書で定めた基準 契約書第 29 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。 3.その他 契約書第 29 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 26 条に規定する予防措置を行ったと認められないものの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	1－1－3 9 不可抗力による損害 2.設計図書で定めた基準 契約書第 30 条第 1 項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。 3.その他 契約書第 30 条第 2 項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第 27 条に規定する予防措置を行ったと認められないものの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映

現 行	改 定	適 用
第2編 器具及び材料編 第3章 電気通信設備工事材料 3-7-1 一般用照明器具 1. 一般事項 (1) 一般用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明工業会規格（JLMA、JIL及びJEL）及び表2-3-11に示す規格に適合するほか、本項によるものとする。 3-7-3 道路用照明器具 1. 一般事項 道路用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明工業会規格（JLMA、JIL及びJEL）に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。 3-7-4 トンネル用照明器具 1. 一般事項 トンネル照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明工業会規格（JLMA、JIL及びJEL）に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。 3-7-5 共同溝用照明器具 1. 一般事項 (1) 共同溝用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本工業規格（JIS）、日本照明工業会規格（JLMA、JIL及びJEL）に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。 第8節 照明用ポール 3-8-1 テーパーポール 1. 一般事項 (1) 照明用ポール（以下「ポール」という）は、日本工業規格（JIS）、日本照明工業会規格（JIL）に示した各規格に適合にするほか、本項によるものとする。 (2) 本項に規定するポールの種類は、以下によるものとする。 1) ポールは、路面高さ8m、10m、12mに適合し電源供給方法により連接形と単独形を標準（以下「標準ポール」という。）とする。 2) 標準ポールの支柱形状は、高さ方向に一定のテーパーがついた一律形と高さ方向に直管とテーパーを組合せた可変形（曲線型は一律形のみ）とする。 3) 標準ポール基部形状は基礎と一体に設置する埋込式とアンカーボルトを介して設置するベースプレート式（以下「ベース式」という。）とする。ベース式は基部の処理方法により露出型と埋設型とする。 4) 標準ポールの種類は、1灯用は表2-3-1に、2灯用は表2-3-13による。 (3) 地際部は、適切な防蝕処理を施すものとする。	第2編 器具及び材料編 第3章 電気通信設備工事材料 3-7-1 一般用照明器具 1. 一般事項 (1) 一般用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本産業規格（JIS）、日本照明工業会規格（JLMA、JIL及びJEL）及び表2-3-11に示す規格に適合するほか、本項によるものとする。 3-7-3 道路用照明器具 1. 一般事項 道路用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本産業規格（JIS）、日本照明工業会規格（JLMA、JIL及びJEL）に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。 3-7-4 トンネル用照明器具 1. 一般事項 トンネル照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本産業規格（JIS）、日本照明工業会規格（JLMA、JIL及びJEL）に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。 3-7-5 共同溝用照明器具 1. 一般事項 (1) 共同溝用照明器具は、電気用品安全法、電気設備に関する技術基準を定める省令、日本産業規格（JIS）、日本照明工業会規格（JLMA、JIL及びJEL）に示す各規格に適合するほか、本項によるものとする。 第8節 照明用ポール 3-8-1 テーパーポール 1. 一般事項 (1) 照明用ポール（以下「ポール」という）は、日本産業規格（JIS）、日本照明工業会規格JIL 1003「照明用ポール強度計算基準」に適合にするほか、本項によるものとする。 (2) 本項に規定するポールは、道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（建設電気技術協会）の標準ポール（以下「標準ポール」という。）とする。標準ポールにて設置条件等を満足する事が出来ない場合は、その限りではない。 (3) 地際部は、適切な防蝕処理を施すものとする。	道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映

現	行	改	定	適	用																																																																																		
表2 -3 -12 照明用テーパーポールの種類(1 灯用) <table><tr><th colspan="2">灯具の配列条件</th><th colspan="2">設置条件</th><th rowspan="2">ポールの種類</th></tr><tr><th>出幅</th><th>灯具高さ</th><th>基部構造</th><th>電源供給方法</th></tr><tr><td rowspan="16">0 m (直線型)</td><td rowspan="6">8 m</td><td rowspan="2">ベース式 (露出型)</td><td>連接形</td><td>IS8B-C、IA8B-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>IS8B-S、IA8B-S</td></tr><tr><td rowspan="2">ベース式 (埋設型)</td><td>連接形</td><td>IS8.3B-C、IA8.3B-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>IS8.3B-S、IA8.3B-S</td></tr><tr><td rowspan="2">埋込式</td><td>連接形</td><td>IS8-C、IA8-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>IS8-S、IA8-S</td></tr><tr><td rowspan="6">10 m</td><td rowspan="2">ベース式 (露出型)</td><td>連接形</td><td>IS10B-C、IA10B-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>IS10B-S、IA10B-S</td></tr><tr><td rowspan="2">ベース式 (埋設型)</td><td>連接形</td><td>IS10.3B-C、IA10.3B-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>IS10.3B-S、IA10.3B-S</td></tr><tr><td rowspan="2">埋込式</td><td>連接形</td><td>IS8-C、IA8-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>IS8-S、IA8-S</td></tr><tr><td rowspan="4">12 m</td><td rowspan="2">ベース式 (露出型)</td><td>連接形</td><td>IS12B-C、IA12B-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>IS12B-S、IA12B-S</td></tr><tr><td rowspan="2">ベース式 (埋設型)</td><td>連接形</td><td>IS12.3B-C、IA12.3B-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>IS12.3B-S、IA12.3B-S</td></tr><tr><td rowspan="6">1.8 m (曲線型)</td><td rowspan="6">8 m</td><td rowspan="2">ベース式 (露出型)</td><td>連接形</td><td>8-18B-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>8-18B-S</td></tr><tr><td rowspan="2">ベース式 (埋設型)</td><td>連接形</td><td>8.3-18B-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>8.3-18B-S</td></tr><tr><td rowspan="2">埋込式</td><td>連接形</td><td>8-18-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>8-18-S</td></tr><tr><td rowspan="4">2.1 m (曲線型)</td><td rowspan="4">10 m</td><td rowspan="2">ベース式 (露出型)</td><td>連接形</td><td>10-21B-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>10-21B-S</td></tr><tr><td rowspan="2">ベース式 (埋設型)</td><td>連接形</td><td>10.3-21B-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>10.3-21B-S</td></tr></table> 備考. ポール形式の意味 ・直線型：IS(A) 数字 B-C(S) I:ポールヘッド形 S:1/100テーパー (一律形) A:可変テーパー (可変形) 数字:高さ B:ベース式 Bなし:埋込式 -C:連接形 -S:単独形 ・曲線型：数字-数字 B - C(S) 数字:高さ -数字:アーム出幅 B:ベース式 Bなし:埋込式 -C:連接形 -S:単独形		灯具の配列条件		設置条件		ポールの種類	出幅	灯具高さ	基部構造	電源供給方法	0 m (直線型)	8 m	ベース式 (露出型)	連接形	IS8B-C、IA8B-C	単独形	IS8B-S、IA8B-S	ベース式 (埋設型)	連接形	IS8.3B-C、IA8.3B-C	単独形	IS8.3B-S、IA8.3B-S	埋込式	連接形	IS8-C、IA8-C	単独形	IS8-S、IA8-S	10 m	ベース式 (露出型)	連接形	IS10B-C、IA10B-C	単独形	IS10B-S、IA10B-S	ベース式 (埋設型)	連接形	IS10.3B-C、IA10.3B-C	単独形	IS10.3B-S、IA10.3B-S	埋込式	連接形	IS8-C、IA8-C	単独形	IS8-S、IA8-S	12 m	ベース式 (露出型)	連接形	IS12B-C、IA12B-C	単独形	IS12B-S、IA12B-S	ベース式 (埋設型)	連接形	IS12.3B-C、IA12.3B-C	単独形	IS12.3B-S、IA12.3B-S	1.8 m (曲線型)	8 m	ベース式 (露出型)	連接形	8-18B-C	単独形	8-18B-S	ベース式 (埋設型)	連接形	8.3-18B-C	単独形	8.3-18B-S	埋込式	連接形	8-18-C	単独形	8-18-S	2.1 m (曲線型)	10 m	ベース式 (露出型)	連接形	10-21B-C	単独形	10-21B-S	ベース式 (埋設型)	連接形	10.3-21B-C	単独形	10.3-21B-S	表削除		道路・河川工事仕様書 (令和2年版) 改定の反映	
灯具の配列条件		設置条件		ポールの種類																																																																																			
出幅	灯具高さ	基部構造	電源供給方法																																																																																				
0 m (直線型)	8 m	ベース式 (露出型)	連接形	IS8B-C、IA8B-C																																																																																			
			単独形	IS8B-S、IA8B-S																																																																																			
		ベース式 (埋設型)	連接形	IS8.3B-C、IA8.3B-C																																																																																			
			単独形	IS8.3B-S、IA8.3B-S																																																																																			
		埋込式	連接形	IS8-C、IA8-C																																																																																			
			単独形	IS8-S、IA8-S																																																																																			
	10 m	ベース式 (露出型)	連接形	IS10B-C、IA10B-C																																																																																			
			単独形	IS10B-S、IA10B-S																																																																																			
		ベース式 (埋設型)	連接形	IS10.3B-C、IA10.3B-C																																																																																			
			単独形	IS10.3B-S、IA10.3B-S																																																																																			
		埋込式	連接形	IS8-C、IA8-C																																																																																			
			単独形	IS8-S、IA8-S																																																																																			
	12 m	ベース式 (露出型)	連接形	IS12B-C、IA12B-C																																																																																			
			単独形	IS12B-S、IA12B-S																																																																																			
		ベース式 (埋設型)	連接形	IS12.3B-C、IA12.3B-C																																																																																			
			単独形	IS12.3B-S、IA12.3B-S																																																																																			
1.8 m (曲線型)	8 m	ベース式 (露出型)	連接形	8-18B-C																																																																																			
			単独形	8-18B-S																																																																																			
		ベース式 (埋設型)	連接形	8.3-18B-C																																																																																			
			単独形	8.3-18B-S																																																																																			
		埋込式	連接形	8-18-C																																																																																			
			単独形	8-18-S																																																																																			
2.1 m (曲線型)	10 m	ベース式 (露出型)	連接形	10-21B-C																																																																																			
			単独形	10-21B-S																																																																																			
		ベース式 (埋設型)	連接形	10.3-21B-C																																																																																			
			単独形	10.3-21B-S																																																																																			

現	行	改	定	適	用																																																																																		
表2-3-13 照明用テーパーポールの種類(2灯用)		表削除		道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映																																																																																			
<table><tr><th colspan="2">灯具の配列条件</th><th colspan="2">設置条件</th><th rowspan="2">ポールの種類</th></tr><tr><th>出幅</th><th>灯具高さ</th><th>基部構造</th><th>電源供給方法</th></tr><tr><td rowspan="12">0.18m (アーム型)</td><td rowspan="4">8 m</td><td rowspan="2">ベース式 (露出型)</td><td>連接形</td><td>TS8B-C、TA8B-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>TS8B-S、TA8B-S</td></tr><tr><td rowspan="2">ベース式 (埋設型)</td><td>連接形</td><td>TS8.3B-C、TA8.3B-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>TS8.3B-S、TA8.3B-S</td></tr><tr><td rowspan="4">埋込式</td><td>連接形</td><td>TS8-C、TA8-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>TS8-S、TA8-S</td></tr><tr><td rowspan="4">10 m</td><td rowspan="2">ベース式 (露出型)</td><td>連接形</td><td>TS10B-C、TA10B-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>TS10B-S、TA10B-S</td></tr><tr><td rowspan="2">ベース式 (埋設型)</td><td>連接形</td><td>TS10.3B-C、TA10.3B-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>TS10.3B-S、TA10.3B-S</td></tr><tr><td rowspan="4">埋込式</td><td>連接形</td><td>TS8-C、TA8-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>TS8-S、TA8-S</td></tr><tr><td rowspan="4">12 m</td><td rowspan="2">ベース式 (露出型)</td><td>連接形</td><td>TS12B-C、TA12B-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>TS12B-S、TA12B-S</td></tr><tr><td rowspan="2">ベース式 (埋設型)</td><td>連接形</td><td>TS12.3B-C、TA12.3B-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>TS12.3B-S、TA12.3B-S</td></tr><tr><td rowspan="4">1.8 m (曲線型)</td><td rowspan="4">8 m</td><td rowspan="2">ベース式 (露出型)</td><td>連接形</td><td>8-18YB-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>8-18YB-S</td></tr><tr><td rowspan="2">ベース式 (埋設型)</td><td>連接形</td><td>8.3-18YB-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>8.3-18YB-S</td></tr><tr><td rowspan="2">埋込式</td><td>連接形</td><td>8-18Y-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>8-18Y-S</td></tr><tr><td rowspan="4">2.1 m (曲線型)</td><td rowspan="4">10 m</td><td rowspan="2">ベース式 (露出型)</td><td>連接形</td><td>10-21YB-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>10-21YB-S</td></tr><tr><td rowspan="2">ベース式 (埋設型)</td><td>連接形</td><td>10.3-21YB-C</td></tr><tr><td>単独形</td><td>10.3-21YB-S</td></tr></table>		灯具の配列条件		設置条件		ポールの種類	出幅	灯具高さ	基部構造	電源供給方法	0.18m (アーム型)	8 m	ベース式 (露出型)	連接形	TS8B-C、TA8B-C	単独形	TS8B-S、TA8B-S	ベース式 (埋設型)	連接形	TS8.3B-C、TA8.3B-C	単独形	TS8.3B-S、TA8.3B-S	埋込式	連接形	TS8-C、TA8-C	単独形	TS8-S、TA8-S	10 m	ベース式 (露出型)	連接形	TS10B-C、TA10B-C	単独形	TS10B-S、TA10B-S	ベース式 (埋設型)	連接形	TS10.3B-C、TA10.3B-C	単独形	TS10.3B-S、TA10.3B-S	埋込式	連接形	TS8-C、TA8-C	単独形	TS8-S、TA8-S	12 m	ベース式 (露出型)	連接形	TS12B-C、TA12B-C	単独形	TS12B-S、TA12B-S	ベース式 (埋設型)	連接形	TS12.3B-C、TA12.3B-C	単独形	TS12.3B-S、TA12.3B-S	1.8 m (曲線型)	8 m	ベース式 (露出型)	連接形	8-18YB-C	単独形	8-18YB-S	ベース式 (埋設型)	連接形	8.3-18YB-C	単独形	8.3-18YB-S	埋込式	連接形	8-18Y-C	単独形	8-18Y-S	2.1 m (曲線型)	10 m	ベース式 (露出型)	連接形	10-21YB-C	単独形	10-21YB-S	ベース式 (埋設型)	連接形	10.3-21YB-C	単独形	10.3-21YB-S				
灯具の配列条件		設置条件		ポールの種類																																																																																			
出幅	灯具高さ	基部構造	電源供給方法																																																																																				
0.18m (アーム型)	8 m	ベース式 (露出型)	連接形	TS8B-C、TA8B-C																																																																																			
			単独形	TS8B-S、TA8B-S																																																																																			
		ベース式 (埋設型)	連接形	TS8.3B-C、TA8.3B-C																																																																																			
			単独形	TS8.3B-S、TA8.3B-S																																																																																			
	埋込式	連接形	TS8-C、TA8-C																																																																																				
		単独形	TS8-S、TA8-S																																																																																				
		10 m	ベース式 (露出型)	連接形	TS10B-C、TA10B-C																																																																																		
				単独形	TS10B-S、TA10B-S																																																																																		
	ベース式 (埋設型)		連接形	TS10.3B-C、TA10.3B-C																																																																																			
			単独形	TS10.3B-S、TA10.3B-S																																																																																			
	埋込式	連接形	TS8-C、TA8-C																																																																																				
		単独形	TS8-S、TA8-S																																																																																				
12 m		ベース式 (露出型)	連接形	TS12B-C、TA12B-C																																																																																			
			単独形	TS12B-S、TA12B-S																																																																																			
	ベース式 (埋設型)	連接形	TS12.3B-C、TA12.3B-C																																																																																				
		単独形	TS12.3B-S、TA12.3B-S																																																																																				
1.8 m (曲線型)	8 m	ベース式 (露出型)	連接形	8-18YB-C																																																																																			
			単独形	8-18YB-S																																																																																			
		ベース式 (埋設型)	連接形	8.3-18YB-C																																																																																			
			単独形	8.3-18YB-S																																																																																			
埋込式	連接形	8-18Y-C																																																																																					
	単独形	8-18Y-S																																																																																					
2.1 m (曲線型)	10 m	ベース式 (露出型)	連接形	10-21YB-C																																																																																			
			単独形	10-21YB-S																																																																																			
		ベース式 (埋設型)	連接形	10.3-21YB-C																																																																																			
			単独形	10.3-21YB-S																																																																																			
備考. ポール形式の意味 ・アーム型：TS(A) 数字 B -C(S) T:アーム型 S:1/100テーパー（一律形） A:可変テーパー（可変形） 数字:高さ B:ベース式 -C:連接形 -S:単独形 ・曲線型：数字-数字 Y B - C(S) 数字:高さ -数字:アーム出幅 Y:2灯用 B:ベース式 Bなし:埋込式 -C:連接形 -S:単独形																																																																																							
2. 構造 (1) ポールの材質は、JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」に規定するSS 400またはこれと同等以上のものとする。 なお、耐候性鋼材を使用する場合は、JIS G 3125「高耐候性圧延鋼材」に規定するSPA-H、JIS G 3114「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」に規定するSMA400またはこれと同等以上のものとする。 (3) ポールに溶融亜鉛めっきを行う場合のめっき付着量は、JIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZ55によるものとする。 (4) 耐候性鋼管ポールの場合、外面に鍍安定化処理を行うものとし、内面は1回塗りの塗装を行うものとする。		2. 構造 (1) ポールの材質は、道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（建設電気技術協会）に準じるものとする。 (3) ポールの表面処理は、道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（建設電気技術協会）に準じるものとする。 (4) は削除		道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映																																																																																			

現 行	改 定	適 用																																																																																		
第9節 引込用ポール 3-9-1 鋼管ポール 鋼管ポールは、日本工業規格（JIS）、「電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項」に示した各規格に適合するとともに、第2編2-3-8-1、1項一般事項(3)及び設計図書によらなければならない。 第12節 外線材料 3-12-1 電 柱 電柱は、表2-3-13に示す規格によるものとする。 表2-3-13 電柱の規格 <table><tr><th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>コンクリート柱</td><td>JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書A（規定）「ポール類」A-1プレストレストコンクリートポール</td><td rowspan="5">通信用</td></tr><tr><td>銅 管 柱</td><td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項</td></tr><tr><td>銅板組立柱</td><td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項</td></tr><tr><td>鉄 塔</td><td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項</td></tr><tr><td>コンクリート柱</td><td>NTT用品 コンクリートポール</td></tr></table> 3-12-3 鉄線類 鉄線類は、表2-3-14に示す規格によるものとする。 表2-3-14 鉄線類 <table><tr><th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>亜鉛めっき鉄線</td><td>JIS G 3532 鉄 線</td><td>1 種</td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼より線</td><td>JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線</td><td>2 種</td></tr></table> 3-12-4 がいし及びがい管類 がいし及びがい管類は、表2-3-15に示す規格によるものとする。 表2-3-15 がいし及びがい管類 <table><tr><th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>高压ピンがいし</td><td>JIS C 3821 高压ピンがいし</td><td rowspan="7"></td></tr><tr><td>高 圧 が い 管</td><td>JIS C 3824 高压がい管</td></tr><tr><td>高压耐張がいし</td><td>JIS C 3826 高压耐張がいし</td></tr><tr><td>玉 が い し</td><td>JIS C 3832 玉がいし</td></tr><tr><td>低压ピンがいし</td><td>JIS C 3844 低压ピンがいし</td></tr><tr><td>低压引留がいし</td><td>JIS C 3845 低压引留がいし</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	呼 称	規 格	備 考	コンクリート柱	JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書A（規定）「ポール類」A-1プレストレストコンクリートポール	通信用	銅 管 柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項	銅板組立柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項	鉄 塔	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項	コンクリート柱	NTT用品 コンクリートポール	呼 称	規 格	備 考	亜鉛めっき鉄線	JIS G 3532 鉄 線	1 種	亜鉛めっき鋼より線	JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線	2 種	呼 称	規 格	備 考	高压ピンがいし	JIS C 3821 高压ピンがいし		高 圧 が い 管	JIS C 3824 高压がい管	高压耐張がいし	JIS C 3826 高压耐張がいし	玉 が い し	JIS C 3832 玉がいし	低压ピンがいし	JIS C 3844 低压ピンがいし	低压引留がいし	JIS C 3845 低压引留がいし			第9節 引込用ポール 3-9-1 鋼管ポール 鋼管ポールは、日本産業規格（JIS）、「電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項」に示した各規格に適合するとともに、第2編2-3-8-1、1項一般事項(3)及び設計図書によらなければならない。 第12節 外線材料 3-12-1 電 柱 電柱は、表2-3-12に示す規格によるものとする。 表2-3-12 電柱の規格 <table><tr><th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>コンクリート柱</td><td>JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書A（規定）「ポール類」A-1プレストレストコンクリートポール</td><td rowspan="5">通信用</td></tr><tr><td>銅 管 柱</td><td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項</td></tr><tr><td>銅板組立柱</td><td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項</td></tr><tr><td>鉄 塔</td><td>電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項</td></tr><tr><td>コンクリート柱</td><td>NTT用品 コンクリートポール</td></tr></table> 3-12-3 鉄線類 鉄線類は、表2-3-13に示す規格によるものとする。 表2-3-13 鉄線類 <table><tr><th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>亜鉛めっき鉄線</td><td>JIS G 3532 鉄 線</td><td>1 種</td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼より線</td><td>JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線</td><td>2 種</td></tr></table> 3-12-4 がいし及びがい管類 がいし及びがい管類は、表2-3-14に示す規格によるものとする。 表2-3-14 がいし及びがい管類 <table><tr><th>呼 称</th><th>規 格</th><th>備 考</th></tr><tr><td>高压ピンがいし</td><td>JIS C 3821 高压ピンがいし</td><td rowspan="7"></td></tr><tr><td>高 圧 が い 管</td><td>JIS C 3824 高压がい管</td></tr><tr><td>高压耐張がいし</td><td>JIS C 3826 高压耐張がいし</td></tr><tr><td>玉 が い し</td><td>JIS C 3832 玉がいし</td></tr><tr><td>低压ピンがいし</td><td>JIS C 3844 低压ピンがいし</td></tr><tr><td>低压引留がいし</td><td>JIS C 3845 低压引留がいし</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	呼 称	規 格	備 考	コンクリート柱	JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書A（規定）「ポール類」A-1プレストレストコンクリートポール	通信用	銅 管 柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項	銅板組立柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項	鉄 塔	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項	コンクリート柱	NTT用品 コンクリートポール	呼 称	規 格	備 考	亜鉛めっき鉄線	JIS G 3532 鉄 線	1 種	亜鉛めっき鋼より線	JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線	2 種	呼 称	規 格	備 考	高压ピンがいし	JIS C 3821 高压ピンがいし		高 圧 が い 管	JIS C 3824 高压がい管	高压耐張がいし	JIS C 3826 高压耐張がいし	玉 が い し	JIS C 3832 玉がいし	低压ピンがいし	JIS C 3844 低压ピンがいし	低压引留がいし	JIS C 3845 低压引留がいし			道路・河川工事仕様書（令和2年版）改定の反映 第8節 表削除に伴う番号修正 第8節 表削除に伴う番号修正 第8節 表削除に伴う番号修正
呼 称	規 格	備 考																																																																																		
コンクリート柱	JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書A（規定）「ポール類」A-1プレストレストコンクリートポール	通信用																																																																																		
銅 管 柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項																																																																																			
銅板組立柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項																																																																																			
鉄 塔	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項																																																																																			
コンクリート柱	NTT用品 コンクリートポール																																																																																			
呼 称	規 格	備 考																																																																																		
亜鉛めっき鉄線	JIS G 3532 鉄 線	1 種																																																																																		
亜鉛めっき鋼より線	JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線	2 種																																																																																		
呼 称	規 格	備 考																																																																																		
高压ピンがいし	JIS C 3821 高压ピンがいし																																																																																			
高 圧 が い 管	JIS C 3824 高压がい管																																																																																			
高压耐張がいし	JIS C 3826 高压耐張がいし																																																																																			
玉 が い し	JIS C 3832 玉がいし																																																																																			
低压ピンがいし	JIS C 3844 低压ピンがいし																																																																																			
低压引留がいし	JIS C 3845 低压引留がいし																																																																																			
呼 称	規 格	備 考																																																																																		
コンクリート柱	JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 附属書A（規定）「ポール類」A-1プレストレストコンクリートポール	通信用																																																																																		
銅 管 柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第2項																																																																																			
銅板組立柱	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項																																																																																			
鉄 塔	電気設備の技術基準の解釈 第57条第1項																																																																																			
コンクリート柱	NTT用品 コンクリートポール																																																																																			
呼 称	規 格	備 考																																																																																		
亜鉛めっき鉄線	JIS G 3532 鉄 線	1 種																																																																																		
亜鉛めっき鋼より線	JIS G 3537 亜鉛めっき鋼より線	2 種																																																																																		
呼 称	規 格	備 考																																																																																		
高压ピンがいし	JIS C 3821 高压ピンがいし																																																																																			
高 圧 が い 管	JIS C 3824 高压がい管																																																																																			
高压耐張がいし	JIS C 3826 高压耐張がいし																																																																																			
玉 が い し	JIS C 3832 玉がいし																																																																																			
低压ピンがいし	JIS C 3844 低压ピンがいし																																																																																			
低压引留がいし	JIS C 3845 低压引留がいし																																																																																			

現 行	改 定	適 用																
第13節 接 地 材 接地材は、表 2－3－16に示す規格によるものとする。 表2－3－16 接地材 <table><tr><th>呼 称</th><th>規 格</th></tr><tr><td>接 地 銅 板</td><td>1.5t×900×900mm JIS H 3100（銅及び銅合金の板及び条）</td></tr><tr><td>単 独 接 地 棒</td><td>10mmφ×1000mm. 10mmφ×1500mm リート端子8mm×300mm 付き 14mmφ×1500mm リート端子22 mm²×300mm 付き</td></tr><tr><td>連 接 接 地 棒</td><td>10mmφ×1000mm. 10mmφ×1500mm. 14mmφ×1500mm リート端子 8～38 mm²×300mm ～500mm 付き</td></tr></table> 備考 1. 接地銅板のリード線は、黄銅ろう付け後、ピッチ、タール塗布とする。 備考 2. 接地棒の材質は、銅または銅覆銅製とする。	呼 称	規 格	接 地 銅 板	1.5t×900×900mm JIS H 3100（銅及び銅合金の板及び条）	単 独 接 地 棒	10mmφ×1000mm. 10mmφ×1500mm リート端子8mm×300mm 付き 14mmφ×1500mm リート端子22 mm ² ×300mm 付き	連 接 接 地 棒	10mmφ×1000mm. 10mmφ×1500mm. 14mmφ×1500mm リート端子 8～38 mm ² ×300mm ～500mm 付き	第13節 接 地 材 接地材は、表 2－3－15に示す規格によるものとする。 表2－3－15 接地材 <table><tr><th>呼 称</th><th>規 格</th></tr><tr><td>接 地 銅 板</td><td>1.5t×900×900mm JIS H 3100（銅及び銅合金の板及び条）</td></tr><tr><td>単 独 接 地 棒</td><td>10mmφ×1000mm. 10mmφ×1500mm リート端子8mm×300mm 付き 14mmφ×1500mm リート端子22 mm²×300mm 付き</td></tr><tr><td>連 接 接 地 棒</td><td>10mmφ×1000mm. 10mmφ×1500mm. 14mmφ×1500mm リート端子 8～38 mm²×300mm ～500mm 付き</td></tr></table> 備考 1. 接地銅板のリード線は、黄銅ろう付け後、ピッチ、タール塗布とする。 備考 2. 接地棒の材質は、銅または銅覆銅製とする。	呼 称	規 格	接 地 銅 板	1.5t×900×900mm JIS H 3100（銅及び銅合金の板及び条）	単 独 接 地 棒	10mmφ×1000mm. 10mmφ×1500mm リート端子8mm×300mm 付き 14mmφ×1500mm リート端子22 mm ² ×300mm 付き	連 接 接 地 棒	10mmφ×1000mm. 10mmφ×1500mm. 14mmφ×1500mm リート端子 8～38 mm ² ×300mm ～500mm 付き	第 8 節 表削除に伴う番号修正
呼 称	規 格																	
接 地 銅 板	1.5t×900×900mm JIS H 3100（銅及び銅合金の板及び条）																	
単 独 接 地 棒	10mmφ×1000mm. 10mmφ×1500mm リート端子8mm×300mm 付き 14mmφ×1500mm リート端子22 mm ² ×300mm 付き																	
連 接 接 地 棒	10mmφ×1000mm. 10mmφ×1500mm. 14mmφ×1500mm リート端子 8～38 mm ² ×300mm ～500mm 付き																	
呼 称	規 格																	
接 地 銅 板	1.5t×900×900mm JIS H 3100（銅及び銅合金の板及び条）																	
単 独 接 地 棒	10mmφ×1000mm. 10mmφ×1500mm リート端子8mm×300mm 付き 14mmφ×1500mm リート端子22 mm ² ×300mm 付き																	
連 接 接 地 棒	10mmφ×1000mm. 10mmφ×1500mm. 14mmφ×1500mm リート端子 8～38 mm ² ×300mm ～500mm 付き																	

現 行	改 定	適 用
第3編 電気通信設備工事共通編 第1章 総 則 1-1-5 支給材料及び貸与品 1. 適用規定 電気通信設備工事にあつては、第1編1-1-16支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。 1-1-6 監督職員による検査確認及び立会等 5. 遵守義務 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料検査（確認を含む）場合にあっては、契約書第17条及び第31条に規定する義務を免れないものとする。 1-1-8 品質証明 （4）品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級電気工事施工管理技士の資格を有するもの、もしくは監理技術者資格者証（電気、電気通信）の交付を受けたものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。 1-1-11 施工管理 1. 適用規定 電気通信設備工事にあつては、第1編1-1-23施工管理の規定に加え、該当する建設資材がある場合は、以下の規定による。 1-1-12 工事中の安全確保 1. 適用規定 電気通信設備工事にあつては、第1編1-1-26工事中の安全確保の規定に加え、該当する建設資材がある場合は、以下の規定による。 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 1-1-13 交通安全管理 1. 適用規定 電気通信設備工事にあつては、第1編1-1-32交通安全管理の規定に加え以下の規定による。 1-1-14 工事測量 1. 適用規定 電気通信設備工事にあつては、第1編1-1-37工事測量の規定に加え以下の規定による。	第3編 電気通信設備工事共通編 第1章 総 則 1-1-5 支給材料及び貸与品 1. 適用規定 電気通信設備工事にあつては、第1編1-1-17支給材料及び貸与品の規定に加え以下の規定による。 1-1-6 監督職員による確認及び立会等 5. 遵守義務 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項または第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっては、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。 （4）品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士、1級電気工事施工管理技士又は1級電気通信工事施工管理技士の資格を有するもの、もしくは監理技術者資格者証（電気、電気通信）の交付を受けたものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。 1-1-11 施工管理 1. 適用規定 第1編1-1-24施工管理の規定に加え、該当する建設資材がある場合は、以下の規定による。 1-1-12 工事中の安全確保 1. 適用規定 第1編1-1-27工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。 1-1-13 交通安全管理 1. 適用規定 第1編1-1-33交通安全管理の規定に加え以下の規定による。 1-1-14 工事測量 1. 適用規定 第1編1-1-38工事測量の規定に加え以下の規定による。	第1編 項番号変更に伴う修正 道路・河川工事仕様書と整合 道路・河川工事仕様書（令和2年版）改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版）改定の反映 第1編 項番号変更に伴う修正 第1編 項番号変更に伴う修正 道路・河川工事仕様書（令和2年版）改定の反映 第1編 項番号変更に伴う修正 第1編 項番号変更に伴う修正

現 行	改 定	適 用																																																																																				
第3章 設備の耐震基準 3-1-2 耐震据付設計基準 表 3-3-4 耐震据付設計の重要度区分一覧表 (4/4) <table><tr><th>分類</th><th>設 備 名 称</th><th>重要度区分</th></tr><tr><td></td><td>土石流監視制御装置 路面冠水検知装置</td><td>重要機器 C</td></tr><tr><td rowspan="18">電子 応用 設備</td><td>各種情報設備</td><td>重重要機器 B</td></tr><tr><td>ダム・堰諸量設備</td><td></td></tr><tr><td>ダム・堰放流制御装置</td><td>重重要機器 C B</td></tr><tr><td>レーダ雨量計設備</td><td></td></tr><tr><td>全国合成処理局装置 監視制御局装置 レーダ基地局装置</td><td>重要機器 C</td></tr><tr><td>統一河川情報システム</td><td></td></tr><tr><td>統一河川情報システム装置</td><td>重要機器 C</td></tr><tr><td>道路交通情報設備</td><td></td></tr><tr><td>道路情報中枢局装置 道路情報集中局装置</td><td>重要機器 C</td></tr><tr><td>C C T V 設備</td><td></td></tr><tr><td>C C T V 監視制御装置 C C T V 装置 光通信装置</td><td>重要機器 C</td></tr><tr><td>水質自動監視設備</td><td></td></tr><tr><td>水質自動監視装置 水質自動観測装置</td><td>重要機器 C</td></tr><tr><td>電話応答通報設備</td><td></td></tr><tr><td>電話応答（通報）装置</td><td>重要機器 C</td></tr><tr><td>その他</td><td></td></tr><tr><td>画像符号化装置</td><td>重要機器 B</td></tr><tr><td>写真電送装置 静止画電送装置 模写伝送装置</td><td>重要機器 C</td></tr></table> 注）無停電電源装置・直流電源装置は、単独設備への電源供給を専用とする場合は、供給を受ける設備の重要度区分に応じた重要度とする。	分類	設 備 名 称	重要度区分		土石流監視制御装置 路面冠水検知装置	重要機器 C	電子 応用 設備	各種情報設備	重重要機器 B	ダム・堰諸量設備		ダム・堰放流制御装置	重重要機器 C B	レーダ雨量計設備		全国合成処理局装置 監視制御局装置 レーダ基地局装置	重要機器 C	統一河川情報システム		統一河川情報システム装置	重要機器 C	道路交通情報設備		道路情報中枢局装置 道路情報集中局装置	重要機器 C	C C T V 設備		C C T V 監視制御装置 C C T V 装置 光通信装置	重要機器 C	水質自動監視設備		水質自動監視装置 水質自動観測装置	重要機器 C	電話応答通報設備		電話応答（通報）装置	重要機器 C	その他		画像符号化装置	重要機器 B	写真電送装置 静止画電送装置 模写伝送装置	重要機器 C	第3章 設備の耐震基準 3-1-2 耐震据付設計基準 7. 道路照明灯 照明灯の設計荷重に関し、照明灯基礎に加わる外力は「道路付属物の基礎について（昭和50年7月15日道企発第52号）」によるものとする。 表 3-3-4 耐震据付設計の重要度区分一覧表 (4/4) <table><tr><th>分類</th><th>設 備 名 称</th><th>重要度区分</th></tr><tr><td></td><td>土石流監視制御装置 路面冠水検知装置</td><td>重要機器 C</td></tr><tr><td rowspan="17">電子 応用 設備</td><td>各種情報設備</td><td>重要機器 B</td></tr><tr><td>ダム・堰諸量設備</td><td></td></tr><tr><td>ダム・堰諸量装置 ダム・堰放流制御装置</td><td>重要機器 B</td></tr><tr><td>レーダ雨量計設備</td><td></td></tr><tr><td>全国合成処理局装置 監視制御局装置 レーダ基地局装置</td><td>重要機器 C</td></tr><tr><td>統一河川情報システム</td><td></td></tr><tr><td>統一河川情報システム装置</td><td>重要機器 C</td></tr><tr><td>道路交通情報設備</td><td></td></tr><tr><td>道路情報中枢局装置 道路情報集中局装置 C C T V 設備</td><td>重要機器 C</td></tr><tr><td>C C T V 監視制御装置 C C T V 装置 光通信装置</td><td>重要機器 C</td></tr><tr><td>水質自動監視設備</td><td></td></tr><tr><td>水質自動監視装置 水質自動観測装置</td><td>重要機器 C</td></tr><tr><td>電話応答通報設備</td><td></td></tr><tr><td>電話応答（通報）装置</td><td>重要機器 C</td></tr><tr><td>その他</td><td></td></tr><tr><td>画像符号化装置</td><td>重要機器 B</td></tr><tr><td>写真電送装置 模写伝送装置</td><td>重要機器 C</td></tr></table> 注）無停電電源装置・直流電源装置・発電装置は、単独設備への電源供給を専用とする場合は、供給を受ける設備の重要度区分に応じた重要度とする。	分類	設 備 名 称	重要度区分		土石流監視制御装置 路面冠水検知装置	重要機器 C	電子 応用 設備	各種情報設備	重要機器 B	ダム・堰諸量設備		ダム・堰諸量装置 ダム・堰放流制御装置	重要機器 B	レーダ雨量計設備		全国合成処理局装置 監視制御局装置 レーダ基地局装置	重要機器 C	統一河川情報システム		統一河川情報システム装置	重要機器 C	道路交通情報設備		道路情報中枢局装置 道路情報集中局装置 C C T V 設備	重要機器 C	C C T V 監視制御装置 C C T V 装置 光通信装置	重要機器 C	水質自動監視設備		水質自動監視装置 水質自動観測装置	重要機器 C	電話応答通報設備		電話応答（通報）装置	重要機器 C	その他		画像符号化装置	重要機器 B	写真電送装置 模写伝送装置	重要機器 C	道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書と整合 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映
分類	設 備 名 称	重要度区分																																																																																				
	土石流監視制御装置 路面冠水検知装置	重要機器 C																																																																																				
電子 応用 設備	各種情報設備	重重要機器 B																																																																																				
	ダム・堰諸量設備																																																																																					
	ダム・堰放流制御装置	重重要機器 C B																																																																																				
	レーダ雨量計設備																																																																																					
	全国合成処理局装置 監視制御局装置 レーダ基地局装置	重要機器 C																																																																																				
	統一河川情報システム																																																																																					
	統一河川情報システム装置	重要機器 C																																																																																				
	道路交通情報設備																																																																																					
	道路情報中枢局装置 道路情報集中局装置	重要機器 C																																																																																				
	C C T V 設備																																																																																					
	C C T V 監視制御装置 C C T V 装置 光通信装置	重要機器 C																																																																																				
	水質自動監視設備																																																																																					
	水質自動監視装置 水質自動観測装置	重要機器 C																																																																																				
	電話応答通報設備																																																																																					
	電話応答（通報）装置	重要機器 C																																																																																				
	その他																																																																																					
	画像符号化装置	重要機器 B																																																																																				
	写真電送装置 静止画電送装置 模写伝送装置	重要機器 C																																																																																				
分類	設 備 名 称	重要度区分																																																																																				
	土石流監視制御装置 路面冠水検知装置	重要機器 C																																																																																				
電子 応用 設備	各種情報設備	重要機器 B																																																																																				
	ダム・堰諸量設備																																																																																					
	ダム・堰諸量装置 ダム・堰放流制御装置	重要機器 B																																																																																				
	レーダ雨量計設備																																																																																					
	全国合成処理局装置 監視制御局装置 レーダ基地局装置	重要機器 C																																																																																				
	統一河川情報システム																																																																																					
	統一河川情報システム装置	重要機器 C																																																																																				
	道路交通情報設備																																																																																					
	道路情報中枢局装置 道路情報集中局装置 C C T V 設備	重要機器 C																																																																																				
	C C T V 監視制御装置 C C T V 装置 光通信装置	重要機器 C																																																																																				
	水質自動監視設備																																																																																					
	水質自動監視装置 水質自動観測装置	重要機器 C																																																																																				
	電話応答通報設備																																																																																					
	電話応答（通報）装置	重要機器 C																																																																																				
	その他																																																																																					
	画像符号化装置	重要機器 B																																																																																				
	写真電送装置 模写伝送装置	重要機器 C																																																																																				

現 行	改 定	適 用																																													
第4章 共通設備工 第2 節 適用すべき基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 <table><tr><td>国土交通省</td><td>電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）</td><td>（平成30年8月）</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>光ファイバケーブル施工要領</td><td>（平成25年3月）</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>雷害対策設計施工要領（案）</td><td>（平成18年11月）</td></tr><tr><td>経済産業省</td><td>電気設備の技術基準の解釈を定める省令</td><td>（平成29年4月）</td></tr><tr><td>経済産業省</td><td>電気設備の技術基準の解釈</td><td>（平成30年10月）</td></tr><tr><td>日本建築学会</td><td>各種合成構造設計指針・同解説</td><td>（平成22年11月）</td></tr><tr><td>建設電気技術協会</td><td>電気通信設備据付標準図集</td><td>（平成27年1月）</td></tr></table> 第7 節 通信配線工 4－7－4 通信ケーブル接続 （3）同軸ケーブルの相互接続及び端末は、高周波同軸コネクタを用いて行うものとし、湿気のある場所では、粘着テープを用いて防護し、ビニルテープを巻き付けて仕上げるものとする。 第8 節 光ケーブル敷設工 4－8－1 一般事項 光ケーブルの敷設にあたっては、以下によるものとする。 （1）光ケーブルの敷設作業中は、光ケーブルが傷まないように行い、延線時許容曲げ半径は、仕上り外径の20倍以上とする。また、固定時の曲げ半径は、仕上り外径の10倍以上とする。	国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）	（平成30年8月）	国土交通省	光ファイバケーブル施工要領	（平成25年3月）	国土交通省	雷害対策設計施工要領（案）	（平成18年11月）	経済産業省	電気設備の技術基準の解釈を定める省令	（平成29年4月）	経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	（平成30年10月）	日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	（平成22年11月）	建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集	（平成27年1月）	第4章 共通設備工 第2 節 適用すべき基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 <table><tr><td>国土交通省</td><td>電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）</td><td>（令和2年3月）</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>光ファイバケーブル施工要領</td><td>（平成25年3月）</td></tr><tr><td>国土交通省</td><td>雷害対策設計施工要領（案）</td><td>（平成31年3月）</td></tr><tr><td>経済産業省</td><td>電気設備に関する技術基準を定める省令</td><td>（平成29年4月）</td></tr><tr><td>経済産業省</td><td>電気設備の技術基準の解釈</td><td>（平成30年10月）</td></tr><tr><td>日本建築学会</td><td>各種合成構造設計指針・同解説</td><td>（平成22年11月）</td></tr><tr><td>建設電気技術協会</td><td>電気通信設備据付標準図集</td><td>（平成31年4月）</td></tr><tr><td>建設電気技術協会</td><td>道路・トンネル照明器材仕様書・同解説</td><td>（平成30年版）</td></tr></table> 第7 節 通信配線工 4－7－4 通信ケーブル接続 （3）同軸ケーブルの相互接続及び端末は、高周波同軸コネクタを用いて行うものとし、湿気のある場所では、自己融着テープを用いて防護し、ビニルテープを巻き付けて仕上げるものとする。 第8 節 光ケーブル敷設工 4－8－1 一般事項 光ケーブルの敷設にあたっては、以下によるものとする。 （1）光ケーブルの敷設作業中は、光ケーブルが傷まないように行い、延線時許容曲げ半径は、光ファイバケーブル施工要領・同解説（建設電気技術協会）による。	国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）	（令和2年3月）	国土交通省	光ファイバケーブル施工要領	（平成25年3月）	国土交通省	雷害対策設計施工要領（案）	（平成31年3月）	経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	（平成29年4月）	経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	（平成30年10月）	日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	（平成22年11月）	建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集	（平成31年4月）	建設電気技術協会	道路・トンネル照明器材仕様書・同解説	（平成30年版）	最新改正の反映 最新改正の反映 最新改正の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）	（平成30年8月）																																													
国土交通省	光ファイバケーブル施工要領	（平成25年3月）																																													
国土交通省	雷害対策設計施工要領（案）	（平成18年11月）																																													
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈を定める省令	（平成29年4月）																																													
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	（平成30年10月）																																													
日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	（平成22年11月）																																													
建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集	（平成27年1月）																																													
国土交通省	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）	（令和2年3月）																																													
国土交通省	光ファイバケーブル施工要領	（平成25年3月）																																													
国土交通省	雷害対策設計施工要領（案）	（平成31年3月）																																													
経済産業省	電気設備に関する技術基準を定める省令	（平成29年4月）																																													
経済産業省	電気設備の技術基準の解釈	（平成30年10月）																																													
日本建築学会	各種合成構造設計指針・同解説	（平成22年11月）																																													
建設電気技術協会	電気通信設備据付標準図集	（平成31年4月）																																													
建設電気技術協会	道路・トンネル照明器材仕様書・同解説	（平成30年版）																																													

現 行	改 定	適 用
第4編 電気設備編 第1章 総 則 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（平成30年8月） 国土交通省 LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月） 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成29年4月） 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（平成30年10月） 日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説（平成22年11月） 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月） 建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集（平成27年1月） 第7章 道路照明設備 第2節 道路照明設備設置 7－2－1 道路照明灯設置 2. 道路照明灯建柱 （1）建柱は、ボールの向き、傾斜などを調整し、損傷を与えないように注意して行うものとする。 （2）ベースプレート式ボールは、直径25mm(M24)以上のアンカーボルトで堅ろうに固定する。 なお、ナットは二重に締付けるものとし、コンクリートの外に露出する部分は、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。 （3）照明灯ボールの見易い箇所に、器具番号または管理番号を記入した表示札などを取付けるものとする。	第4編 電気設備編 第1章 総 則 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（令和2年3月） 国土交通省 LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月） 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成29年4月） 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（平成30年10月） 日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説（平成22年11月） 日本道路協会 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月） 建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集（平成31年4月） 建設電気技術協会 道路・トンネル照明器材仕様書・同解説（平成30年度版） 第2節 道路照明設備設置工 7－2－1 道路照明灯設置 2. 道路照明灯建柱 （1）建柱は、ボールの向き、傾斜などを調整し、損傷を与えないように注意して行うものとする。 （2）ボールは、直径25mm(M24)以上のアンカーボルトで堅ろうに固定する。 なお、ナットは二重に締付けるものとし、コンクリートの外に露出する部分は、溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。 （3）ボールの地際部には、滞水や滞砂等を予防し腐食環境の悪化を予防する措置を施すことを標準とする。 （4）照明灯ボールの見易い箇所に、器具番号または管理番号を記入した表示札などを取付けるものとする。	最新改正の反映 最新改正の反映 道路・河川工事仕様書（令和2年版）改定の反映 道路・河川工事仕様書と整合 道路・河川工事仕様書（令和2年版）改定の反映

現 行	改 定	適 用
第5編 通信設備編 第1章 総 則 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （平成30年8月） 国土交通省 通信鉄塔設計要領 （平成25年3月） 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 （平成29年4月） 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈 （平成30年10月） 日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説 （平成22年11月） 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 （平成13年10月） 建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集 （平成27年1月）	第5編 通信設備編 第1章 総 則 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （令和2年3月） 国土交通省 通信鉄塔設計要領 （平成25年3月） 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令 （平成29年4月） 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈 （平成30年10月） 日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説 （平成22年11月） 日本道路協会 道路トンネル非常用施設設置基準・同解説 （平成13年10月） 建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集 （平成31年4月）	最新改正の反映 最新改正の反映

現 行	改 定	適 用
第6編 電子応用設備編 第1章 総 則 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第1編1-1-34諸法令の遵守の規定によるほか、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（平成30年8月） 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成29年4月） 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（平成30年10月） 日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説（平成22年11月） 建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集（平成27年1月）	第6編 電子応用設備編 第1章 総 則 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 国土交通省 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（平成30年8月） 経済産業省 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成29年4月） 経済産業省 電気設備の技術基準の解釈（平成30年10月） 日本建築学会 各種合成構造設計指針・同解説（平成22年11月） 建設電気技術協会 電気通信設備据付標準図集（平成31年4月）	道路・河川工事仕様書と整合 最新改正の反映

現 行		改 定		適 用
付 表 日本工業規格（JIS） (1/15)		日本産業規格（JIS） (1/15)		規格名称変更
番 号	名 称	規 格 番 号	規 格 名 称	
JIS A 4201	建築物等の雷保護	JIS A 4201	建築物等の雷保護	
JIS A 5001	道路用砕石	JIS A 5001	道路用砕石	
JIS A 5005	コンクリート用砕石及び砕砂	JIS A 5005	コンクリート用砕石及び砕砂	
JIS A 5006	割ぐり石	JIS A 5006	割ぐり石	
JIS A 5008	舗装用石灰石粉	JIS A 5008	舗装用石灰石粉	
JIS A 5011	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011	コンクリート用スラグ骨材	
JIS A 5015	道路用鉄鋼スラグ	-1 ～4 JIS A 5015	道路用鉄鋼スラグ	
JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	JIS A 5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	
JIS A 5373	プレキャストプレストレストコンクリート製品	JIS A 5373	プレキャストプレストレストコンクリート製品	
JIS A 5525	鋼管ぐい	JIS A 5525	鋼管ぐい	
JIS A 5526	H形鋼ぐい	JIS A 5526	H形鋼ぐい	
JIS A 5528	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	熱間圧延鋼矢板	
JIS A 5530	鋼管矢板	JIS A 5530	鋼管矢板	
JIS B 1180	六角ボルト	JIS B 1180	六角ボルト	
JIS B 1181	六角ナット	JIS B 1181	六角ナット	
JIS B 1186	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット	JIS B 1186	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット	
JIS B 2071	鋼製弁	JIS B 2071	鋼製弁	
JIS B 8802	チェーンブロック	JIS B 8802	チェーンブロック	
JIS C 0448	表示装置(表示部)及び操作機器(操作部)のための色及び補助手段に関する規準	JIS C 0448	表示装置(表示部)及び操作機器(操作部)のための色及び補助手段に関する規準	
JIS C 0920	電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）	JIS C 0920	電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード）	
JIS C 1102	直動式指示電気計器	JIS C 1102	直動式指示電気計器	
JIS C 1103	配電盤用指示電気計器寸法	JIS C 1103	配電盤用指示電気計器寸法	
				道路・河川工事仕様書（令和2年版） 改定の反映

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行		改 定		適 用
日本工業規格 (JIS) (3/15)		日本産業規格 (JIS) (3/15)		規格名称変更
番 号	名 称	規 格 番 号	規 格 名 称	
JIS C 2813	屋内配線用差込形電線コネクタ	JIS C 2813	屋内配線用差込形電線コネクタ	
JIS C 2814 - 2 - 4	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具-第2-4部: ねじ込み形接続器具の個別要求事項	JIS C 2814 - 2 - 4	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具-第2-4部: ねじ込み形接続器具の個別要求事項	
JIS C 3101	電気用硬銅線	JIS C 3101	電気用硬銅線 (H)	道路・河川工事仕様書と整合
JIS C 3102	電気用軟銅線	JIS C 3102	電気用軟銅線 (A)	道路・河川工事仕様書と整合
JIS C 3105	硬銅より線	JIS C 3105	硬銅より線	
JIS C 3109	硬アルミニウムより線	JIS C 3109	硬アルミニウムより線	
JIS C 3306	ビニルコード	JIS C 3306	ビニルコード	
JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線 (IV)	JIS C 3307	600Vビニル絶縁電線 (IV)	
JIS C 3312	600Vビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル	JIS C 3312	600Vビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル	
JIS C 3315	口出用ゴム絶縁電線	JIS C 3315	口出用ゴム絶縁電線	
JIS C 3316	電気機器用ビニル絶縁電線	JIS C 3316	電気機器用ビニル絶縁電線	
JIS C 3317	600V二種ビニル絶縁電線 (HIV)	JIS C 3317	600V二種ビニル絶縁電線 (HIV)	
JIS C 3327	600Vゴムキャブタイヤケーブル	JIS C 3327	600Vゴムキャブタイヤケーブル	
JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線 (OW)	JIS C 3340	屋外用ビニル絶縁電線 (OW)	
JIS C 3341	引込用ビニル絶縁電線 (DV)	JIS C 3341	引込用ビニル絶縁電線 (DV)	
JIS C 3342	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)	JIS C 3342	600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル (VV)	
JIS C 3401	制御用ケーブル	JIS C 3401	制御用ケーブル	
JIS C 3501	高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形)	JIS C 3501	高周波同軸ケーブル (ポリエチレン絶縁編組形)	
JIS C 3502	テレビジョン受信用同軸ケーブル	JIS C 3502	テレビジョン受信用同軸ケーブル	
JIS C 3503	CATV 用 (給電兼用) アルミニウムパイプ形同軸ケーブル	JIS C 3503	CATV 用 (給電兼用) アルミニウムパイプ形同軸ケーブル	
JIS C 3605	600Vポリエチレンケーブル	JIS C 3605	600Vポリエチレンケーブル	
JIS C 3606	高圧架橋ポリエチレンケーブル	JIS C 3606	高圧架橋ポリエチレンケーブル	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行		改 定		適 用
日本工業規格（JIS） (5/15)		日本産業規格（JIS） (5/15)		規格名称変更
番 号	名 称	規 格 番 号	規 格 名 称	
JIS C 4540-1	電磁式エレメンタリ リレー第1部：一般要求事項	JIS C 4540-1	電磁式エレメンタリ リレー第1部：一般要求事項	
JIS C 4601	高圧受電用地絡継電装置	JIS C 4601	高圧受電用地絡継電装置	
JIS C 4602	高圧受電用過電流継電器	JIS C 4602	高圧受電用過電流継電器	
JIS C 4603	高圧交流遮断器	JIS C 4603	高圧交流遮断器	
JIS C 4604	高圧限流ヒューズ	JIS C 4604	高圧限流ヒューズ	
JIS C 4605	高圧交流負荷開閉器	JIS C 4605	高圧交流負荷開閉器	
JIS C 4606	屋内用高圧断路器	JIS C 4606	屋内用高圧断路器	
JIS C 4607	引外し形高圧交流負荷開閉器	JIS C 4607	引外し形高圧交流負荷開閉器	
JIS C 4608	高圧避雷器（屋内用）	JIS C 4608	高圧避雷器（屋内用）	
JIS C 4609	高圧受電用地絡方向継電装置	JIS C 4609	高圧受電用地絡方向継電装置	
JIS C 4611	限流ヒューズ付高圧交流負荷開閉器	JIS C 4611	限流ヒューズ付高圧交流負荷開閉器	
JIS C 4620	キュービクル式高圧受電設備	JIS C 4620	キュービクル式高圧受電設備	
JIS C 4901	低圧進相コンデンサ	JIS C 4901	低圧進相コンデンサ	
JIS C 4902-1	高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機器—第1部：コンデンサ	JIS C 4902-1	高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機器—第1部：コンデンサ	
JIS C 4902-2	高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機器—第2部：直列リアクトル	JIS C 4902-2	高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機器—第2部：直列リアクトル	
JIS C 4902-3	高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機器—第3部：放電コイル	JIS C 4902-3	高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機器—第3部：放電コイル	
JIS C 4908	電気機器用コンデンサ	JIS C 4908	電気機器用コンデンサ	
JIS C 5381-12	低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの選定及び適用基準	JIS C 5381-12	低圧サージ防護デバイス—第12部：低圧配電システムに接続する低圧サージ防護デバイスの選定及び適用基準	
JIS C 5401	電子機器用コネクタ通則	JIS C 5401	電子機器用コネクタ通則	道路・河川工事仕様書と整合
JIS C 5410	高周波同軸コネクタ通則	JIS C 5410	高周波同軸コネクタ通則	
JIS C 5411	高周波同軸C01形コネクタ	JIS C 5411	高周波同軸C01形コネクタ	
JIS C 5412	高周波同軸C02形コネクタ	JIS C 5412	高周波同軸C02形コネクタ	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行		改 定		適 用
日本工業規格 (JIS) (7/15)		日本産業規格 (JIS) (7/15)		規格名称変更
番 号	名 称	規 格 番 号	規 格 名 称	道路・河川工事仕様書と整合
JIS C 5970	F01形単心光ファイバコネクタ	JIS C 5970	F01形単心光ファイバコネクタ (FC コネクタ)	
JIS C 5971	F02形単心光ファイバコネクタ	JIS C 5971	F02形単心光ファイバコネクタ	道路・河川工事仕様書と整合
JIS C 5972	F03形単心光ファイバコネクタ	JIS C 5972	F03形単心光ファイバコネクタ	
JIS C 5973	F04形単心光ファイバコネクタ	JIS C 5973	F04形単心光ファイバコネクタ (SC コネクタ)	
JIS C 5974	F05形単心光ファイバコネクタ	JIS C 5974	F05形単心光ファイバコネクタ	
JIS C 5975	F06形単心光ファイバコネクタ	JIS C 5975	F06形単心光ファイバコネクタ	
JIS C 5976	F07形2心光ファイバコネクタ	JIS C 5976	F07形2心光ファイバコネクタ	
JIS C 5977	F08形2心光ファイバコネクタ	JIS C 5977	F08形2心光ファイバコネクタ	
JIS C 5978	F09形単心光ファイバコネクタ	JIS C 5978	F09形単心光ファイバコネクタ	
JIS C 5979	F10形単心光ファイバコネクタ	JIS C 5979	F10形単心光ファイバコネクタ	
JIS C 5980	F11形光ファイバコネクタ	JIS C 5980	F11形光ファイバコネクタ	
JIS C 5981	F12形多心光ファイバコネクタ	JIS C 5981	F12形多心光ファイバコネクタ	道路・河川工事仕様書と整合
JIS C 5982	F13形多心光ファイバコネクタ	JIS C 5982	F13形多心光ファイバコネクタ	
JIS C 5983	F14形光ファイバコネクタ	JIS C 5983	F14形光ファイバコネクタ	
JIS C 5990	光伝送用フォトダイオード通則	JIS C 5990	光伝送用フォトダイオード通則	
JIS C 6020	インターホン通則	JIS C 6020	インターホン通則	
JIS C 6110	低速光伝送リンク用送・受信モジュール通則	JIS C 6110	低速光伝送リンク用送・受信モジュール通則	
JIS C 6112	中・高速光伝送リンク用送・受信モジュール通則	JIS C 6112	中・高速光伝送リンク用送・受信モジュール通則	
JIS C 6121	光ファイバ増幅器通則	JIS C 6121	光ファイバ増幅器通則	
JIS C 6575-1	ミニチュアヒューズ-第1部:ミニチュアヒューズのための定義及びミニチュアヒューズリンクのための一般要求事項	JIS C 6575-1~4	ミニチュアヒューズ	
JIS C 6575-2	ミニチュアヒューズ-第2部:管形ヒューズリンク	JIS C 6575-2	ミニチュアヒューズ-第2部:管形ヒューズリンク	
JIS C 6575-3	ミニチュアヒューズ-第3部:サブミニチュアヒューズリンク(その他の包装ヒューズ)	JIS C 6575-3	ミニチュアヒューズ-第3部:サブミニチュアヒューズリンク(その他の包装ヒューズ)	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行		改 定		適 用
日本工業規格（JIS） (8/15)		日本産業規格（JIS） (8/15)		規格名称変更
番 号	名 称	規 格 番 号	規 格 名 称	
JIS C 6575-4	ミニチュアヒューズー第4部：ユニバーサルモジュラーヒューズリンク（UMF）（その他の包装ヒューズ）	JIS C 6575-4	ミニチュアヒューズー第4部：ユニバーサルモジュラーヒューズリンク（UMF）（その他の包装ヒューズ）	
JIS C 6820	光ファイバ通則	JIS C 6820	光ファイバ通則	
JIS C 6830	光ファイバコード	JIS C 6830	光ファイバコード	
JIS C 6831	光ファイバ心線	JIS C 6831	光ファイバ心線	
JIS C 6832	石英系マルチモード光ファイバ素線	JIS C 6832	石英系マルチモード光ファイバ素線	
JIS C 6833	多成分系マルチモード光ファイバ素線	JIS C 6833	多成分系マルチモード光ファイバ素線	
JIS C 6834	プラスチッククラッドマルチモード光ファイバ素線	JIS C 6834	プラスチッククラッドマルチモード光ファイバ素線	
JIS C 6835	石英系シングルモード光ファイバ素線	JIS C 6835	石英系シングルモード光ファイバ素線	
JIS C 6836	全プラスチックマルチモード光ファイバコード	JIS C 6836	全プラスチックマルチモード光ファイバコード	
JIS C 6837	全プラスチックマルチモード光ファイバ素線	JIS C 6837	全プラスチックマルチモード光ファイバ素線	
JIS C 6838	テープ形光ファイバ心線	JIS C 6838	テープ形屋内用光ファイバ心線	道路・河川工事仕様書と整合
JIS C 6839	テープ形光ファイバコード	JIS C 6839	屋内用テープ形光ファイバコード	道路・河川工事仕様書と整合
JIS C 6841	光ファイバ心線融着接続方法	JIS C 6841	光ファイバ心線融着接続方法	
JIS C 7501	一般照明用電球	JIS C 7501	一般照明用電球	
JIS C 7516	表示用電球	JIS C 7516	表示用電球	
JIS C 7523	家庭用小形電球	JIS C 7523	家庭用小形電球	
JIS C 7525	反射形投光電球	JIS C 7525	反射形投光電球	
JIS C 7527	ハロゲン電球（自動車用を除く）一性能規定	JIS C 7527	ハロゲン電球（自動車用を除く）一性能規定	
JIS C 7530	ボール電球	JIS C 7530	ボール電球	
JIS C 7601	蛍光ランプ（一般照明用）	JIS C 7601	蛍光ランプ（一般照明用）	
JIS C 7603	蛍光ランプ用グロースタータ	JIS C 7603	蛍光ランプ用グロースタータ	
JIS C 7604	高圧水銀ランプ	JIS C 7604	高圧水銀ランプ-性能規定	道路・河川工事仕様書と整合

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行		改 定		適 用
日本工業規格 (JIS) (9/15)		日本産業規格 (JIS) (9/15)		規格名称変更
番 号	名 称	規 格 番 号	規 格 名 称	
JIS C 7606	ネオンランプ	JIS C 7606	ネオンランプ	
JIS C 7610	低圧ナトリウムランプ	JIS C 7610	低圧ナトリウムランプ	
JIS C 7612	照度測定方法	JIS C 7612	照度測定方法	
JIS C 7614	照明の場における輝度測定方法	JIS C 7614	照明の場における輝度測定方法	
JIS C 7621	高圧ナトリウムランプ	JIS C 7621	高圧ナトリウムランプ-性能仕様	道路・河川工事仕様書と整合
JIS C 7623	メタルハライドランプ-性能規定	JIS C 7623	メタルハライドランプ-性能仕様	道路・河川工事仕様書と整合
JIS C 7709-1	電線類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金	JIS C 7709-1	電線類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第1部 口金	
JIS C 7710	電球類ガラス管球の形式の表し方	JIS C 7710	電球類ガラス管球の形式の表し方	
JIS C 8105-1	照明器具―第1部：安全性要求事項通則	JIS C 8105-1	照明器具―第1部：安全性要求事項通則	
JIS C 8105-2-2	照明器具―第2-2部：埋込み形照明器	JIS C 8105-2-2	照明器具―第2-2部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	道路・河川工事仕様書と整合
JIS C 8105-2-22	照明器具―第2-22部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-22	照明器具―第2-22部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項	
JIS C 8105-2-3	照明器具―第2-3部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-3	照明器具―第2-3部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項	
JIS C 8105-2-5	照明器具―第2-5部：投光器に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-5	照明器具―第2-5部：投光器に関する安全性要求事項	
JIS C 8105-3	照明器具―第3部：性能要求事項通則	JIS C 8105-3	照明器具―第3部：性能要求事項通則	
JIS C 8106	施設用蛍光灯器具	JIS C 8106	施設用 LED 照明器具・施設用蛍光灯器具	道路・河川工事仕様書と整合
JIS C 8108	蛍光灯安定器	JIS C 8108	蛍光灯安定器	
JIS C 8110	放電灯安定器（蛍光灯を除く）	JIS C 8110	放電灯安定器（蛍光灯を除く）	
JIS C 8113	投光器	JIS C 8113	投光器の性能要求事項	道路・河川工事仕様書と整合
JIS C 8115	家庭用蛍光灯器具	JIS C 8115	家庭用蛍光灯器具	
JIS C 8117	蛍光灯電子安定器	JIS C 8117	蛍光灯電子安定器	
JIS C 8118	蛍光灯安定器―性能要求事項	JIS C 8118	蛍光灯安定器―性能要求事項	
JIS C 8119	放電灯安定器（蛍光灯を除く）―性能要求事項	JIS C 8119	放電灯安定器（蛍光灯を除く）―性能要求事項	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行		改 定		適 用
日本工業規格 (JIS) (10/15)		日本産業規格 (JIS) (10/15)		規格名称変更
番 号	名 称	規 格 番 号	規 格 名 称	
JIS C 8131	道路照明器具	JIS C 8131	道路照明器具	
JIS C 8153	LED モジュール用制御装置－性能要求事項	JIS C 8153	LED モジュール用制御装置－性能要求事項	
JIS C 8154	一般照明用 LED モジュール-安全仕様	JIS C 8154	一般照明用 LED モジュール－安全仕様	
JIS C 8155	一般照明用 LED モジュール－性能要求事項	JIS C 8155	一般照明用 LED モジュール－性能要求事項	
JIS C 8201-1	低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則	JIS C 8201-1	低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則	
JIS C 8201-2-1	低圧開閉装置及び制御装置－第2-1部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）	JIS C 8201-2-1	低圧開閉装置及び制御装置－第2-1部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）	
JIS C 8201-2-2	低圧開閉装置及び制御装置－第2-2部：漏電遮断器	JIS C 8201-2-2	低圧開閉装置及び制御装置－第2-2部：漏電遮断器	
JIS C 8201-4-1	低圧開閉装置及び制御装置－第4部：接触器及びモータスタータ－第1節：電気機械式接触器及びモータスタータ	JIS C 8201-4-1	低圧開閉装置及び制御装置－第4-1部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ	道路・河川工事仕様書と整合
JIS C 8201-5-1	低圧開閉装置及び制御装置-第5部：制御回路機器及び開閉素子-第1節：電気機械制御回路機器	JIS C 8201-5-1	低圧開閉装置及び制御装置-第5部：制御回路機器及び開閉素子-第1節：電気機械式制御回路機器	道路・河川工事仕様書と整合
JIS C 8201-5-10	低圧開閉装置及び制御装置－第5部：制御回路機器及び開閉素子－第10節：接触器形リレー及びスタータの補助接点	JIS C 8201-5-10	低圧開閉装置及び制御装置－第5部：制御回路機器及び開閉素子－第10節：接触器形リレー及びスタータの補助接点	
JIS C 8201-5-101	低圧開閉装置及び制御装置-第5部：制御回路機器及び開閉素子-第101節：接触器形リレー及びスタータの補助接点	JIS C 8201-5-101	低圧開閉装置及び制御装置-第5部：制御回路機器及び開閉素子-第101節：接触器形リレー及びスタータの補助接点	
JIS C 8269-1	低電圧ヒューズ－第1部：一般要求事項	JIS C 8269-1	低電圧ヒューズ－第1部：通則	道路・河川工事仕様書と整合
JIS C 8269-11	低電圧ヒューズ－第11部：A種、B種ヒューズ	JIS C 8269-11	低電圧ヒューズ－第11部：A種、B種ヒューズ	
JIS C 8302	ねじ込みソケット類	JIS C 8302	ねじ込みソケット類	
JIS C 8303	配線用差込接続器	JIS C 8303	配線用差込接続器	
JIS C 8304	屋内用小形スイッチ類	JIS C 8304	屋内用小形スイッチ類	
JIS C 8305	銅製電線管	JIS C 8305	銅製電線管	
JIS C 8309	金属製可とう電線管	JIS C 8309	金属製可とう電線管	
JIS C 8314	配線用筒形ヒューズ	JIS C 8314	配線用筒形ヒューズ	
JIS C 8319	配線用ねじ込みヒューズ及び栓形ヒューズ	JIS C 8319	配線用栓形ヒューズ	
JIS C 8324	蛍光灯ソケット及びスタータソケット	JIS C 8324	蛍光灯ソケット及びスタータソケット	
JIS C 8330	金属製電線管用の付属品	JIS C 8330	金属製電線管用の付属品	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行		改 定		適 用
日本工業規格（JIS） (13/15)		日本産業規格（JIS） (13/15)		規格名称変更
番 号	名 称	規 格 番 号	規 格 名 称	
JIS C 9711	屋内配線用電線接続工具	JIS C 9711	屋内配線用電線接続工具	規格名称変更
JIS C 60079-6	爆発性雰囲気で使用する電気機械器具 －第6部：油入防爆構造“o”	JIS C 60079-6	爆発性雰囲気で使用する電気機械器具 －第6部：油入防爆構造“o”	
JIS C 60079-11	爆発性雰囲気で使用する電気機械器具 －第11部：本質安全防爆構造“i”	JIS C 60079-11	爆発性雰囲気で使用する電気機械器具 －第11部：本質安全防爆構造“i”	
JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材	
JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106	溶接構造用圧延鋼材	
JIS G 3109	PC鋼棒	JIS G 3109	PC鋼棒	
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	
JIS G 3114	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	
JIS G 3125	高耐候性圧延鋼材	JIS G 3125	高耐候性圧延鋼材	
JIS G 3131	熱間圧延軟鋼板及び鋼帯	JIS G 3131	熱間圧延軟鋼板及び鋼帯	
JIS G 3141	冷間圧延鋼板及び鋼帯	JIS G 3141	冷間圧延鋼板及び鋼帯	
JIS G 3350	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	一般構造用軽量形鋼	
JIS G 3442	水配管用亜鉛めっき鋼管	JIS G 3442	水配管用亜鉛めっき鋼管	
JIS G 3444	一般構造用炭素鋼管	JIS G 3444	一般構造用炭素鋼鋼管	
JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	
JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	
JIS G 3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	
JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管	
JIS G 3466	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	一般構造用角形鋼管	
JIS G 3469	ポリエチレン被覆鋼管	JIS G 3469	ポリエチレン被覆鋼管	
JIS G 3502	ピアノ線材	JIS G 3502	ピアノ線材	道路・河川工事仕様書と整合
JIS G 3506	硬鋼線材	JIS G 3506	硬鋼線材	

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行		改 定		適 用
(社)日本電機工業会標準規格 (J E M) (1/2)		(社)日本電機工業会標準規格 (J E M) (1/2)		道路・河川工事仕様書と整合
番 号	名 称	規 格 番 号	規 格 名 称	
J E M 1 0 3 8	電磁接触器	J E M 1 0 3 8	交流電磁接触器	
J E M 1 0 9 0	制御器具番号	J E M 1 0 9 0	制御器具番号	
J E M 1 0 9 3	交流変電所用制御器具番号	J E M 1 0 9 3	交流変電所用制御器具番号	
J E M 1 1 2 2	配電盤・制御盤の盤内低圧配線用電線	J E M 1 1 2 2	配電盤・制御盤の盤内低圧配線用電線	
J E M 1 1 3 2	配電盤・制御盤の配線方式	J E M 1 1 3 2	配電盤・制御盤の配線方式	
J E M 1 1 3 5	配電盤・制御盤及びその取付器具の色彩	J E M 1 1 3 5	配電盤・制御盤及びその取付器具の色彩	
J E M 1 1 6 7	高圧交流電磁接触器	J E M 1 1 6 7	高圧交流電磁接触器	
J E M 1 1 9 5	コントロールセンタ	J E M 1 1 9 5	コントロールセンタ	
J E M 1 2 1 9	交流負荷開閉器	J E M 1 2 1 9	交流負荷開閉器	
J E M 1 2 2 5	高圧コンビネーションスタータ	J E M 1 2 2 5	高圧コンビネーションスタータ	
J E M 1 2 6 5	低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ	J E M 1 2 6 5	低圧金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ	
J E M 1 2 6 7	配電盤・制御盤の保護構造の種別	J E M 1 2 6 7	配電盤・制御盤の保護構造の種別	
J E M 1 2 9 3	低圧限流ヒューズ通則	J E M 1 2 9 3	低圧限流ヒューズ通則	
J E M 1 3 2 3	配電盤・制御盤の接地	J E M 1 3 2 3	配電盤・制御盤の接地	
J E M 1 3 3 4	配電盤・制御盤の絶縁距離	J E M 1 3 3 4	配電盤・制御盤の絶縁距離	
J E M 1 3 3 7	集中制御用遠方監視制御装置	J E M 1 3 3 7	集中制御用遠方監視制御装置	
J E M 1 3 5 4	エンジン駆動陸用同期発電機	J E M 1 3 5 4	エンジン駆動陸用同期発電機	
J E M 1 3 5 6	電動機用熱動形及び電子式保護継電器	J E M 1 3 5 6	電動機用熱動形及び電子式保護継電器	
J E M 1 3 5 7	電動機用静止形保護継電器	J E M 1 3 5 7	電動機用静止形保護継電器	
J E M 1 3 6 3	配線用低圧限流ヒューズ	J E M 1 3 6 3	配線用低圧限流ヒューズ	
J E M 1 3 9 9	低圧開閉器用裸圧着端子	J E M 1 3 9 9	低圧開閉器用裸圧着端子	
J E M 1 4 0 6	配電盤・制御盤の故障表示方式	J E M 1 4 0 6	配電盤・制御盤の故障表示方式	

現 行		改 定		適 用
(社)日本電機工業会標準規格（JEM） (2/2)		(社)日本電機工業会標準規格（JEM） (2/2)		道路・河川工事仕様書と整合 道路・河川工事仕様書と整合
番 号	名 称	規 格 番 号	規 格 名 称	
JEM 1407	配電盤・制御盤の試験用端子	JEM 1407	配電盤・制御盤の試験用端子	
JEM 1425	金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ	JEM 1425	金属閉鎖形スイッチギヤ及びコントロールギヤ	
(社)日本照明器具工業会規格（JIL）		(社)日本照明器具工業会規格（JIL）		
番 号	名 称	規 格 番 号	規 格 名 称	
JIL 1003	照明用ボールの強度計算基準	JIL 1003	照明用ボール強度計算基準	
JIL 3004	ハロゲン電球用照明器具	JIL 5002	埋込み形照明器具	
JIL 4003	Hf 蛍光灯器具	JIL 5004	公共施設用照明器具（2016 年版）	
JIL 5002	埋込形照明器具	JIL 5501	非常用照明器具技術基準	
JIL 5004	公共施設用照明器具	JIL 5502	誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準	
JIL 5501	非常用照明器具技術基準	JIL 5505	積極避難誘導システム技術基準	
JIL 5502	誘導灯器具及び避難誘導システム用装置技術基準	JIL 7002	照明器具の表示箇所標準	
JIL 5505	積極避難誘導システム用装置技術基準			
JIL 7002	照明器具の表示箇所標準			

北海道開発局 電気通信工事仕様書 新旧対照表

現 行		改 定		適 用
電力用規格		電力用規格		道路・河川工事仕様書と整合
番 号	名 称	規 格 番 号	規 格 名 称	
C- 106	屋外用ポリエチレン絶縁電線 (OE)	C- 106	6600V 屋外用ポリエチレン絶縁電線 (OE)	
C- 107	屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線 (OC)	C- 107	6600V 屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線 (OC)	道路・河川工事仕様書と整合
日本電線工業会規格 (JCS)		日本電線工業会規格 (JCS)		道路・河川工事仕様書と整合
番 号	名 称	規 格 番 号	規 格 名 称	
JCS 1226	電気用軟銅より線 (H)	JCS 1226	軟銅より線	
JCS 1236	平編銅線	JCS 1236	平編銅線	道路・河川工事仕様書と整合
JCS 3140	600Vポリエチレン絶縁電線	JCS 3140	600Vポリエチレン絶縁電線	
JCS 4258	制御用ケーブル (遮へい付き)	JCS 4258	制御用ケーブル (遮へい付) (CVV-S)	
JCS 4271	マイクロホン用ビニルコード	JCS 4271	マイクロホン用ビニルコード	道路・河川工事仕様書と整合
JCS 4316	MI ケーブル	JCS 4316	MI ケーブル	
JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁スケーブル	JCS 4396	警報用ポリエチレン絶縁ケーブル	
JCS 5058	テレビ信号伝送用高発泡プラスチック絶縁ラミネーション同軸ケーブル	JCS 5058	テレビ信号伝送用高発泡プラスチック絶縁ラミネーション同軸ケーブル	道路・河川工事仕様書と整合
JCS 5224	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	JCS 5224	市内対ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	
JCS 5287	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	JCS 5287	市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
JCS 5402	着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	JCS 5402	着色識別ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	道路・河川工事仕様書と整合
JCS 5504	電子ボタン電話用ケーブル (EBT)	JCS 5504	電子ボタン電話用ケーブル (EBT)	
JCS 9068	屋内用通信電線	JCS 9068	屋内用通信電線 (TIEV)	

現 行		改 定		適 用
J C S 9 0 6 9	屋外用通信電線	J C S 9 0 6 9	屋内用通信電線 (TOEV-SS)	道路・河川工事仕様書と整合 道路・河川工事仕様書と整合 道路・河川工事仕様書と整合 道路・河川工事仕様書と整合
J C S 9 0 7 0	通信用構内ケーブル	J C S 9 0 7 0	通信用構内ケーブル (TKEV)	
J C S 9 0 7 1	屋内用ボタン電話ケーブル	J C S 9 0 7 1	屋内用ボタン電話ケーブル (BTIEV)	
J C S 9 0 7 2	着色識別ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	J C S 9 0 7 2	着色識別星形ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル	
J C S 9 0 7 3	SDワイヤ	J C S 9 0 7 3	SDワイヤ	